

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日、  
休みの日  
は、翌日  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 高圧ガス取締法による試験事務の委譲（消防防災課）
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による試験事務の委譲（〃）
- 土地改良区の設立認可の適否の決定（農村整備課）
- 土地改良区の役員就退任（〃）
- 土地改良事業計画の変更（〃）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
- 入会林野整備計画の認可（林務課）
- 保安林の指定の解除予定（造林課）
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）
- 県道の区域の決定（道路課）
- 建築基準法による道路の位置の指定（建築課）
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十一号

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条の二第一項の規定に基づき、次のとおり高圧ガス保安協会に試験事務を行わせることとしたので、同法第七十四条の二第二項第一号の規定により告示する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 行わせる試験事務の範囲

乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに販売主任者試験の実施に関する事務の全部

#### 二 試験事務の開始の日

昭和六十二年六月十九日

### 鳥取県告示第五百十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の六第一項の規定に基づき、次のとおり高圧ガス保安協会に試験事務を行わせることとしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 行わせる試験事務の範囲

液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務の全部

二 試験事務の開始の日

昭和六十二年六月十九日

鳥取県告示第五百十三号

岩美郡岩美町大字延興寺一〇四太田政美ほか二十三人の者からの小田南部土地改良区の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年六月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 河嶋 延 勇 倉吉市伊木一四二

河 田 正 一三八

八 渡 吉 永 上余戸一八五

涌 嶋 寿 雄 二七〇一二

高 見 峰 山根六七〇

福 井 徳 助 下余戸三二

中 井 岩 雄 二九

牧 田 信 道 山根三二六

岡 本 寿 朗 三九七

深 田 甲 子 夫 八屋五三

福 井 永 康 一六三

吉 田 精 上井町二丁目一三一三

沖 忠 勝 上井三八九

徳 丸 美 英 福庭三四二一三

河 口 俊 一 二二五

福井益夫 二六一  
 角輝夫 海田東町五八一  
 福井堯 伊木八五  
 涌嶋治夫 上余戸一七一  
 沖操 上井四一  
 昭和六十二年五月二十四日退任

就任した役員の名及び住所

理事 中井岩雄 倉吉市下余戸二九  
 伊藤光重 四七  
 河嶋延勇 伊木一四二  
 河嶋積 一六二一六  
 八渡吉永 上余戸一八五  
 涌嶋寿雄 二七〇一二  
 牧田信道 山根三二六  
 岡本寿朗 三九七  
 高見峰 六七〇  
 深田甲子夫 八屋五三  
 福井永康 一六三  
 沖忠勝 上井三八九  
 河口俊一 福庭二二五  
 砂原寿一 上井町二丁目七十八  
 福井律 福庭二八一次一  
 徳丸美英 三四二一三

角輝夫 海田東町五八一  
 涌嶋治夫 上余戸一七一  
 涌嶋忠孝 伊木四九  
 福井篤 上井三四八一二  
 昭和六十二年五月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第五百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営ほ場整備事業四王寺地区ほ場整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第五項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十二年六月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事

に申し立てること。

鳥取県告示第五百十六号

日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）奥渡地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年六月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十七号

気高郡気高町大字宝木八七六番地宝木入会林野整備組合長宮石房一から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関

係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十二年六月十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字砂濱二二五九の八から二二五九の一〇まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第一百八条の二第四項

において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十二条の二第三項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
酒津加入区	しいらつけ漁業
浜村加入区	
夏泊加入区	
赤碕加入区	

鳥取県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年六月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
鱒返余戸線	八頭郡佐治村大字余戸字カミ尻リ二二 二一―地先から 同大字字鳥居原二二――地先まで	八・〇〇 四二・〇〇	六三五・〇〇

鳥取県告示第五百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十二年六月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
広島市佐伯区五月ヶ丘四丁目二九―一 岡田 秀美	西伯郡淀江町大字今津字岸ノ前一四七―九、一四七―一―及び一五二―三	幅員 六・〇〇〇～一一・〇〇〇 延長 八二・一六

鳥取県告示第五百二十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十二年六月二十三日から施行する。

昭和六十二年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

鳥取東支店	岩美郡国府町 新通り三丁目	を
鳥取東支店	岩美郡国府町 新通り三丁目	
湖山支店	鳥取市湖山町 北三丁目	に

改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】